

# 垂井町新型インフルエンザ等対策行動計画

2026年（令和8年）5月

# 目 次

## はじめに

- 1 改定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
- 2 改定の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

## 第1章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- 1 目指すべき姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
  - 目標1 感染拡大の抑制による住民の生命及び健康の保護
  - 目標2 住民生活及び住民経済に及ぼす影響の最小化
- 2 対策の基本的な考え方
  - (1) 新たな感染症危機の想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
  - (2) 対策の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 対策推進のための役割分担
  - (1) 国の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - (2) 地方公共団体の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
  - (3) 医療機関の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - (4) 登録事業者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - (5) 一般の事業者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - (6) 住民の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 感染症危機における有事のシナリオ・・・・・・・・・・ 6
- 5 主な対策項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 6 実効性確保
  - (1) EBPM の考え方に基づく政策の推進・・・・・・・・・・ 8
  - (2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持・・・・・・・・ 8
  - (3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施・・・・・・・・ 9
  - (4) 定期的なフォローアップと必要な見直し・・・・・・・・ 9
- 7 留意事項
  - (1) 基本的人権の尊重・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
  - (2) 危機管理としての特措法の性格・・・・・・・・・・ 9
  - (3) 感染症危機下の災害対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
  - (4) 記録の作成や保存・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

## 第2章 各対策項目の考え方及び取組

1	実施体制	
(1)	準備期	11
(2)	初動期	12
(3)	対応期	13
2	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	
(1)	準備期	15
(2)	初動期	15
(3)	対応期	17
3	まん延防止	
(1)	準備期	17
(2)	初動期	18
(3)	対応期	19
4	ワクチン	
(1)	準備期	19
(2)	初動期	24
(3)	対応期	26
5	保健	
(1)	対応期	29
6	物資	
(1)	準備期・初動期	30
7	住民生活及び地域経済の安定の確保	
(1)	準備期	31
(2)	初動期	32
(3)	対応期	32
	用語集	35

# はじめに

## 1 改定の目的

2020年（令和2年）2月26日に岐阜県内で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）\*（以下「新型コロナ」という。）の患者が、また、同年7月には、垂井町においても新型コロナの感染者の確認がされた。その後、県内全域に感染が拡大したことで、住民の生命及び健康が脅かされ、住民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなった。

この未曾有の危機事案において、県では、次々と変化する事象に対し、「オール岐阜による推進体制」、「専門知の活用」、「スピード感ある決断」の3つの柱により、最大限の対策を決定・実行する「岐阜モデル」を構築し、新型コロナ対策に取り組んだ。

町では、「垂井町新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、関係機関とも連携しながら、ワクチン接種を始めとする様々な感染予防対策や自宅療養者支援などを行い、この危機事案を乗り越えてきた。今般の垂井町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）の改定は、これまでの新型コロナにおける経験を踏まえ、新たな感染症危機に対応できる社会を目指すものである。

今後は、この新たな町行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事においては、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

\*病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（2020年（令和2年）1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。

## 2 改定の概要

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第8条第1項の規定により、岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）に基づき策定するものであり、また、感染症有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理するとともに、平時の備えの充実を図るものである。

町では、特措法の制定を機に、2014年（平成26年）11月に町行動計画を策定したが、今般、県行動計画が改定されたことを受け、町行動計画を改定する。

### 【改定のポイント】

- ① 対象とする感染症を、新型インフルエンザや新型コロナ以外の幅広い呼吸器感染症を念頭に置いた上で、対応フェーズを大きく準備期、初動期、対応期の3期に分け、特に準備期の取組を充実させる。
- ② 対策項目をこれまでの6項目から7項目に拡充するほか、感染が長期化する可能性も踏まえ、数次にわたる感染拡大の波への対応やワクチン・治療薬の普及等に応じ、対策を機動的に切り替えていくことを明確化する。
- ③ 平時も含め、どのような取組が町に求められているか整理する。
- ④ 実効性を確保するため、計画の実施状況のフォローアップや定期的な見直しを行うとともに、発生に備えた実践的な訓練を実施する。

# 第1章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

## 1 目指すべき姿

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、住民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

今回の町行動計画の改定では、これまでの新型コロナ対応の経験を活かし、感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指し、次の2点を主たる目標として、「感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた感染症危機に対して強いまちづくり」の実現を目指す。

### 目標1 感染拡大の抑制による住民の生命及び健康の保護

- ・住民の生命と健康を守るため、感染拡大を抑制し、医療提供体制の整備及び強化並びにワクチンの開発及び製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をできる限り少なくし、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、その体制の強化を図ることで、必要な医療提供体制を確保し、重傷者及び死亡者を減らすことを目指す。

### 目標2 住民生活及び住民経済に及ぼす影響の最小化

- ・感染拡大防止及び社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、住民生活及び社会経済活動への影響の軽減及び安定を確保する。
- ・事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供に係る業務並びに住民生活及び社会経済活動の安定に努める。

## 2 対策の基本的な考え方

### (1) 新たな感染症危機の想定

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。また、過去の新型インフルエンザや新型コロナの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

したがって、町行動計画では、新型インフルエンザや新型コロナを念頭に置きつつも、それら以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性や中長期的に数次にわたり感染の波が生じる可能性も想定する。

### (2) 対策の基本的な考え方

町行動計画は、国の「新型インフルエンザ等政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）」や「政府ガイドライン」及び県行動計画と整合性を保ちながら、町の実情に応じて様々な状況に対応できるよう対策を示すものである。

また、科学的知見も視野に入れながら、各種対策を総合的・効果的に組み合わせ、バランスの取れた戦略を目指す。そのうえで、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を実行する。

なお、新型インフルエンザ等が発生した際には、病原体の性状、流行の状況、その他の状況を踏まえ、人権への配慮、対策の有効性や実行可能性、対策そのものが住民生活及び社会経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、実施すべき対策を決定する。

また、住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業所における業務縮小等による接触機会の抑制等、医療対応以外の感染対策とワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。また、事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、住民の理解を得るための呼びかけを行うことも必要である。

加えて、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県及び町による対策だけでは限界があり、事業所や住民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗い等、季節性インフルエンザ等呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特に、ワクチンや治療薬が無い可能性が高い新興感染症が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

### 3 対策推進のための役割分担

#### (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

特措法第2条第5号に規定する指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府政策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

## （２）地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

### ① 県の役割

県は、特措法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）、岐阜県感染症対策基本条例（令和2年岐阜県条例第44号）に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、感染症対策を総合的かつ計画的に実行し、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結するほか、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結する等、医療提供体制や検査実施体制を構築し、また、保健所、宿泊療養等の対応能力についても計画的に準備を行う。感染症有事の際には、こうして構築した体制に迅速に移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、感染症法第10条の2に基づく、保健所設置市である岐阜市、感染症指定医療機関等で構成される感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）等を通じ、予防計画や保健医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度、国に報告し、進捗確認を行うとともに、感染症対策の実施にあたっては、医療はもとより、産業、福祉、スポーツ、文化、教育等の各分野に十分配慮し、医療機関、事業者、町民等の理解と協力を得ることが重要である。そのため、感染症対策を県政の最重要課題の一つとして位置付け、予算、人員等を重点的に配分し、これに取り組むものとする。

さらには、市町村が行うその区域の実情に応じた感染症に関する施策を支援するよう努めるほか、市町村との緊密な連携を図るとともに、感染症対策を県の区域を超えた広域的な見地から総合的に実施するため、国及び他の都道府県と協力するものとする。

これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

## ② 町の役割

町は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。なお、対策の実施にあたっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

## (3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

なお、新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行い、感染症が疑われる者に対する診療、感染症の患者に対する医療の提供その他の必要な措置を講じるよう努める。

## (4) 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

なお、新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

## (5) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、その事業の実施に関し、職場や自己の管理する施設又は場所における感染症の予防及び拡大の防止について必要な措置を講じるとともに、感染症対策に協力することが求められる。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。

特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

## **(6) 住民の役割**

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、感染症の予防及び拡大の防止に十分な注意を払い、平時からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するとともに、行政機関、医療機関、事業者等が実施する感染症に関する対策に協力するよう努める。

さらには、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、様々な事情によりマスク着用やワクチン接種ができない人や文化や風習が大きく異なる外国人等に対する偏見・差別等をなくすため、感染症に関する正しい知識の習得や多様性の理解に努める。

## **4 感染症危機における有事のシナリオ**

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、特に対応期については、次のように区分し、時期ごとの対応の特徴も踏まえ、柔軟かつ機動的に感染症危機対応を行う。

### **① 準備期（発生前の段階）**

地域における医療提供体制の整備、マスクや消毒薬等の衛生用品の備蓄、住民に対する啓発、県、町、企業等による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検及び改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

また、事業者や住民一人ひとりが、感染予防及び感染拡大防止のための適切な行動や食料、衛生用品等の備蓄などの準備を行う。

**② 初動期：A（国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階）**

国において感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、町は、県、関係機関等と、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に関する情報を共有する。

また、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

**③ 対応期：B（町内の発生当初において、封じ込めを念頭に対応する時期）**

町対策本部の設置後、町内の発生当初の病原性や感染症等に関する情報が限られている場合には、県と連携し、国内外における感染動向や過去の知見等も踏まえ、病原性や感染症等が高い場合のリスクを想定し、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等の強力な対策を講じ、感染拡大のスピードをできる限り抑え、感染拡大に対する準備を行う時間を確保する。

その後も、常に新しい情報を収集・分析の上、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へ切り替える。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小や中止等の見直しを行う。

**④ 対応期：C-1（町内で感染が拡大し、病原体の症状等に応じて対応する時期）**

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するため、感染拡大防止措置等を講じることを検討する。

複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性も考慮した上で、リスク評価を大まかに分類し、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。

町は、国、県、事業者等と連携して、医療提供体制の確保や住民生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行うが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも想定し、状況に応じて臨機応変に対処していく。

また、地域の実情等に応じて、県対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が働きやすくなるような配慮や工夫を行う。

**⑤ 対応期：C-2（その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期）**

科学的知見の集積、検査や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮しておく。

## ⑥ 対応期：D（流行が終息に向かい、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期）

最終的には、ワクチンの普及等による免疫の獲得、病原体の変異及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

## 5 主な対策項目

町行動計画は、特措法第8条第2項の規定並びに新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目標である「感染拡大の抑制による住民の生命及び健康の保護」及び「住民生活及び住民経済に及ぼす影響の最小化」を達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものとし、それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、町や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、次の7項目を町行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 住民生活及び地域経済の安定の確保

## 6 実効性確保

### （1）EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進

町行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組を、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えにあたって、対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連をもつ情報や統計等のデータを収集・分析し、活用するEBPMの考え方に基づいて政策を実施する。

### （2）新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。そのため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

町や住民等が幅広く対応に関係した新型コロナの経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

### (3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。町は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働きかけを行う。

### (4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

町行動計画は、訓練の実施等により得られた改善点や制度改正、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、必要な見直しを行うことが重要である。

こうした観点から、町行動計画等に基づく取組、新型インフルエンザ等対策に係る人材育成や人材確保の取組について、毎年度定期的なフォローアップを行う。

定期的なフォローアップの結果に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況等、また、県行動計画等の改定等も踏まえ、おおむね6年ごとに町行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講じるものとする。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、上記の期間にかかわらず、その状況等を基に町行動計画等の見直しを行う。

## 7 留意事項

### (1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重し、特措法による要請や行動制限等の実施にあたって、住民の自由と権利に制限を加える場合は、特措法第5条の規定により、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、住民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動や感染拡大の抑制を妨げる原因となる可能性があるとともに、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、より影響を受けやすい社会的弱者への配慮に留意するとともに、感染症危機にあたっては、住民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

## **(2) 危機管理としての特措法の性格**

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講じる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講じるものではないことに留意する。

## **(3) 感染症危機下の災害対応**

感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、町は、国や県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

なお、複数の災害がほぼ同時に発生する場合や、ある災害からの復旧中に別の災害が発生する場合等、複合災害についてもその可能性を念頭に置き、それぞれの災害における対応について、あらかじめ確認しておく。

## **(4) 記録の作成や保存**

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存・公表する。

## 第2章 各対策項目の考え方及び取組

### 1 実施体制

#### (1) 準備期

[方向性]

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、国及び県の指導のもと町全体で一丸となって取組を推進することが重要である。

そのため、平時から拡張可能な組織体制の編成、人員の調整、縮小可能な業務の整理等、事業継続に向けた準備を進めるとともに、訓練や研修を通じた課題の発見とその改善、有事の対応に向けた練度の向上を図る。

さらには、県行動計画に合わせて、町行動計画の定期的なフォローアップを行いながら、状況の変化を捉え不断の見直しを行う。

#### 1-1 協議・意思決定体制の整備

- ・町は、県が平時から岐阜県感染症対策基本条例第10条に規定する感染症対策協議会（以下「対策協議会」という。）が設置されるまでの間、新型インフルエンザ等の感染症への対策を推進するため設置する市町村、医療関係団体、社会・経済関係団体等で構成する「新型インフルエンザ等対策推進協議会」に参加する。（保健センター、関係課）

#### 1-2 業務執行体制の整備

- ・町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るための業務継続計画を策定し、必要に応じて改定する。（総務課、その他全課）

#### 1-3 行動計画の策定・見直し等

- ・町は、県行動計画を踏まえ、町行動計画を策定し、必要に応じて見直しを行う。
- ・町は、町行動計画の見直しにあたり、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。また、町行動計画の策定及び見直しについては、県からの支援を受けて行う。（保健センター）

#### 1-4 関係機関等との連携の強化

- ・町は、県が定期的開催する新型インフルエンザ等対策推進協議会に参加し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から県、関係団体及び指定（地方）公共機関等との情報共有や意思疎通を通じて、連携体制を強化する。（企画調整課、保健センター）
- ・町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県内の関係機関等と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。（保健センター、関係課）

## 1-5 訓練・研修の実施

- ・町は、県が実施する市町村、関係機関等と連携した実践的な訓練に参加・協力し、新型インフルエンザ等の発生時における実施体制の整備、対応の流れ、各機関間の連携等を確認する。  
(企画調整課、保健センター)
- ・町は、町行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。  
(企画調整課、保健センター)
- ・町は、新型インフルエンザ等対策に関する研修への参加等、職員の育成に努める。  
(総務課、保健センター)

## (2) 初動期

### [方向性]

新型インフルエンザ等が発生し、又はその疑いがある場合には、県及び関係機関との情報共有や対策の検討準備を進め、また、必要に応じて町対策本部の設置等、推進体制を早期に立ち上げる。

## 2-1 協議・意思決定体制の確保

### 1) 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した段階

- ・町は、国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合には、県が開催する新型インフルエンザ等対策推進協議会に出席し、情報の共有や対応を検討する。  
(企画調整課、保健センター、関係課)

### 2) 新型インフルエンザ等の発生が確認された段階

- ・町は、県が特措法に基づく対策本部に実施体制を移行した場合には、必要に応じて、町対策本部の設置を検討し、新型インフルエンザ等対策に係る準備を進めるため、臨時の課長会議等を開催し、今後の対応について協議する。  
(企画調整課、保健センター)

## 2-2 業務執行体制の確保

- ・町は、必要に応じて、準備期 1-2 を踏まえ、必要な人員体制への強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。  
(全庁)

## 2-3 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

- ・町は、対策に関する経費について国や県からの財政支援を有効に活用するほか、地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。  
(総務課)

### (3) 対応期

#### [方向性]

特措法に基づく対策本部を設置してから、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が終息するまでの間、複数の感染拡大の波や対応の長期化も想定されることから、町及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

そこで、感染危機の状況や住民生活及び地域経済の状況、各対策の実施状況に応じて柔軟に実施体制を強化、又は見直すとともに、大きな状況の変化があった場合には、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

また、国が特措法によらない基本的な感染症対策に移行する方針を決定した後も、住民の生命及び健康を保護し、並びに暮らしの安定を確保するため、必要に応じて体制を維持する。

#### 3-1 協議・意思決定体制の拡大・見直し

- ・町は、緊急事態宣言がなされた場合は、町行動計画に基づき、直ちに、町対策本部を設置する（特措法第34条第1項）。町対策本部の設置に伴い、町長を本部長とし、副町長及び教育長を副本部長とする町対策本部会議を開催し、必要な情報の共有及び連絡調整を行うとともに、新型インフルエンザ等への対策実施における基本的対処方針を決定する。なお、緊急事態解除宣言が行われたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する（特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条）。（全庁）

#### 【垂井町新型インフルエンザ等対策本部】

本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
委員	全課長、議会事務局長、消防長又はその指名する消防吏員
事務局	企画調整課、健康福祉課（保健センター）

#### 3-2 業務執行体制の拡大・見直し

- ・町は、初動期に引き続き、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事において維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を実行し、行政サービスの低下を最小限に抑える。

（総務課、その他全課）

#### 3-3 総合調整・指示

- ・町は、県が、特措法第24条第1項の規定に基づき実施する、県、市町村及び関係指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等に協力する。

（企画調整会、保健センター）

- ・町は、県が、感染症法第 63 条の 3 の規定に基づき実施する、市町村、医療機関、感染症試験研究等機関その他の関係機関に対する感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整に協力する。 (保健センター)
- ・町は、町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う (特措法第 36 条第 1 項)。  
(企画調整課、保健センター)
- ・町は、県が行う新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等に対して、必要があれば意見の申出を行う (特措法第 24 条第 2 項)。(関係課)
- ・町は、特に必要があると認めるときは、県に対し、県及び指定 (地方) 公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請する (特措法第 36 条第 2 項)。(企画調整課、保健センター)
- ・町は、特に必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を国が行うよう要請を行う (特措法第 36 条第 3 項)。(企画調整課、保健センター)

### 3-4 職員等の派遣・応援要請への対応

- ・町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策 (特措法第 2 条第 2 号の 2) を実施する必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定 (地方) 行政機関に応援を要請する。  
(企画調整課)
- ・町は、新型インフルエンザ等のまん延により、町が、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請対応する (特措法第 26 条の 2)。(企画調整課、総務課)
- ・町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を要請する (特措法第 26 条の 6)。  
(企画調整課、総務課)

### 3-5 必要な財政上の措置

- ・町は、国や県からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。(総務課)

### 3-6 振り返り・対応等の整理

- ・町は、新型インフルエンザ等対策を振り返り、得られた知見や課題、次なる感染症危機への対応等を整理し、記録する。(全庁)

## 2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### (1) 準備期

#### [方向性]

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、住民、行政、医療機関、事業者等が適切に判断・行動ができるよう、平時から情報を整理・発信し、住民等の感染症に関するリテラシー（情報や知識を的確に収集し、正しく理解する。）を高めるとともに、町による情報提供・共有が有用な情報源として、住民等から認知され、一層の信頼を得られるよう努める。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、住民等の意識・ニーズを把握する双方向のコミュニケーションの仕組みを整える。

#### 1-1 平時における情報提供・共有

- ・町は、平時から、感染症に関する基本的な情報や感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、適時、分かりやすい情報提供・共有を行う。  
(保健センター、関係課)
- ・町は、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいこと、また、高齢者施設等は重症化リスクが高い者の集団感染が発生するおそれがあることから、町の福祉、教育関係所管課等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行うとともに、こどもに対しては、分かりやすいことばによる情報提供・共有に努める。  
(健康福祉課、子育て推進課、学校教育課)

#### 1-2 双方向コミュニケーションの体制整備

- ・町は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、さらなる情報共有・共有に活かす方法等を整理し、必要な体制を整備するとともに、住民等からの相談に応じるための窓口等が設置できるよう準備する。  
(企画調整課、関係課)

### (2) 初動期

#### [方向性]

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、住民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等について、状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

そのため、住民等が可能な限り科学的根拠に基づいて、適切に判断・行動ができるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションに努めるとともに、感染者等に対する偏見・差別をなくし、また、偽・誤情報の拡散等への対応により、住民等の不安の解消等に努める。

## 2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

・町は、国、県等と連携し、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、関係機関、住民等に対し、次の①から③のとおり情報提供・共有を行う。

- ① 住民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、利用可能なあらゆる情報媒体を活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

(企画調整課、関係課)

- ② 個人や事業者のレベルでの感染対策が感染拡大防止にも大きく寄与することを踏まえ、感染状況に応じて、広報紙やホームページ、各種メディアにより、感染対策の徹底や冷静な対応を呼びかける。

(企画調整課)

- ③ 住民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な人等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

(企画調整課、学校教育課、関係課)

・町は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する住民の理解の増進を図るために必要な情報を県と共有する。

(企画調整課、保健センター)

## 2-2 偏見・差別等への対応

・町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、また、文化や習慣等、様々な事情によりマスク着用やワクチン接種ができない人に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、こうした偏見・差別等は、法的責任を伴うことや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げになること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有を行う。

(健康福祉課、生涯学習課)

## 2-3 偽・誤情報への対応

・町は、科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等による混乱を回避するため、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、住民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

(企画調整課)

## 2-4 双方向コミュニケーションの実施

・町は住民等からの相談に応じるため、県からの依頼を受け設置した相談窓口（コールセンター等）を設置し、国から提供される質疑応答等を活用して適切な情報提供を行う。

(企画調整課、関係課)

### (3) 対応期

#### [方向性]

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、住民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。

そのため、初動期から引き続き、住民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、迅速に分かりやすく情報を提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げになること等について情報提供・共有するとともに、引き続き、偽・誤情報の拡散等への対応により、住民等の不安の解消等に努める。

#### 3-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

#### 3-2 偏見・差別等への対応

#### 3-3 偽・誤情報への対応

#### 3-4 双方向のコミュニケーションの実施

※上記、3-1 から 3-4 までは、初動期と同様の対応とする。

### 3 まん延防止

#### (1) 準備期

#### [方向性]

新型インフルエンザ等の発生時にまん延防止対策を講じ、感染拡大のスピードやピークを抑制することで、確保した医療提供体制における対応を可能とし、住民の生命と健康を保護する。そのため、平時から対策を適切かつ迅速に決定できるよう、必要な指標やデータ等を整理しておく。

また、住民や事業者に対し、有事においてまん延防止対策への協力が得られるよう、平時からその意義や重要性について理解促進に取り組む。

#### 1-1 対策の実施に係る指標等の整理

・町は、有事において感染症のまん延防止対策を機動的に実施し、又は柔軟に対策を切り替えていくため、対策の実施にあたり参考とすべき指標やデータを県と連携し取得する。また、有事の際に円滑な対策が取れるよう、可能な限り指標等の収集に努める。

(保健センター)

#### 1-2 平時における対策強化に向けた理解促進・準備

・町、学校等は、平時から、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センター

に連絡し指示を仰ぐことや、感染を拡げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。  
(保健センター、学校教育課、関係課)

### 1-3 有事における対策強化に向けた理解促進・準備

- ・町は、町行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、住民の生命及び健康を保護するためには住民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。(企画調整課)
- ・町は、県と協力して、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や、施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。(企画調整課、関係課)
- ・町内巡回バスについては、適切な運送を図る観点から、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼びかけ等が想定されるため、町は、その運行にあたっての留意点等について、住民に周知し運行する。(企画調整課)

### 1-4 避難所におけるまん延防止対策

- ・町は、感染症に係る避難所運営マニュアルについて、感染症に係る最新の知見、他の災害対応における経験等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。(企画調整課)
- ・町は、避難所の運営に必要な場所や資機材を確保するとともに、有事における体制や対応を確認する。(企画調整課)

## (2) 初動期

### [方向性]

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策を適切かつ迅速に講じられるよう、対策決定の判断に要する情報を収集する等、準備を進める。

また、状況によっては、県独自の非常事態宣言の発出等もあることから、町は、県の方針を踏まえ対応する。

### 2-1 町内でのまん延防止対策の準備

- ・町は、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、臨床像等に関する情報等に基づき、有効なまん延防止対策のための情報を収集する。(保健センター)
- ・町は、国の要請を受け、町内におけるまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。(総務課、その他全課)

## 2-2 避難所におけるまん延防止

- ・町は、感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、患者情報の提供など、県の支援を受けて避難所を運営する。  
(企画調整課、健康福祉課)

### (3) 対応期

#### [方向性]

特措法に基づく「まん延防止等重点措置」や「緊急事態措置」による外出自粛や休業要請等の措置を講じることも含め、医療ひっ迫を回避し、住民の生命と健康を保護するとともに、住民生活・社会経済活動への影響を最小化するための対策を講じる。

また、対策の効果や影響を勘案しながら、感染動向、医療提供体制、ワクチンや治療薬の普及等、状況の変化に応じて、柔軟かつ機動的に対策の切り替えを行う。

## 3-1 町内でのまん延防止対策の実施

- ・町は、町内の感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、異変の状況、感染状況、医療提供体制等を踏まえた、まん延防止対策を適切かつ迅速に講じる。  
(企画調整課・保健センター)

## 3-2 避難所におけるまん延防止

- ・町は、感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、初動期に引き続き、国や県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、患者情報の提供など、県の支援を受けて避難所を運営する。  
(企画調整課、健康福祉課)

## 4 ワクチン

### (1) 準備期

#### [方向性]

新型インフルエンザ等の発生に備え、国や県、関係機関と連携し、ワクチン接種体制の確保に向けた準備を進める。また、平時からワクチンの情報を収集・発信し、ワクチンに対する住民の正しい理解を促進する。

## 1-1 ワクチンの接種に必要な資材

- ・町は、平時から、予防接種に必要な資材（表1）の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。  
(保健センター)

表1 予防接種に必要な資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品（接種会場の救急体制に必要な物品）	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

## 1-2 ワクチンの流通に係る体制の整備

- ・県及び町は、実際にワクチンを供給するにあたっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握を行うほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関等と連携を密にし、ワクチンの供給量が制限された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。（保健センター）

## 1-3 接種体制の整備

### 1) 接種体制

- ・町は、地域医師会、関係機関等と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の整備に必要な検討を行う。（保健センター）

### 2) 特定接種

- ・特措法第28条に規定する特定接種は、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して、基本的には、住民接種より先行して開始されるも

のであることから、特定接種の対象となり得る者に関する基準の決定にあたっては、国の指示に基づき行うとともに、速やかに特定接種ができるよう、接種体制を構築する。

(保健センター)

### 3) 住民接種

平時から、次の(ア)から(ウ)までのとおり、迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

(ア) 町は、国、県等の協力を得ながら、住民に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

a 町は、住民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する住民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、次に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、地域医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

i 接種対象者数

ii 町職員の人員体制の確保

iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保

iv 接種場所の確保(医療機関、公共施設等)及び運営方法の策定

v 接種に必要な資材等の確保

vi 国、県及び市町村間や、地域医師会等の関係団体への連絡体制の構築

vii 接種に関する住民への周知方法の策定

b 町は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数(表2)を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県及び町の介護保険、障害福祉、保健衛生所管課等と連携し、これらの者への接種体制を検討する。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

区分	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H$

※乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- c 町は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種・個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、町は、地域医師会等の協力を得てその確保を図り、集団的接種、個別接種いずれの場合も、地域医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得る。
- d 町は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調製場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつ、それぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、地域医師会等と委託契約を締結し、当該医師会等が運営を行うことも検討する。
- (イ) 町は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、町以外の市町村における接種を可能にするよう取組を進める。

- (ウ) 町は、速やかに接種できるように、地域医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

(健康福祉課・保健センター、学校教育課)

## 1-4 情報提供・共有

### 1) 住民への対応

- ・WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy」（ワクチン躊躇：予防接種サービスが利用できるにもかかわらず、予防接種の受入の遅れや拒否が起こること。）が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、町は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じた Q & A 等の提供など、双方向的な取組を進める。  
(保健センター)

### 2) 町における対応

- ・町は、定期の予防接種の実施主体として、地域医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。  
(保健センター)

### 3) 保健衛生所管課以外の課との連携

- ・町の保健衛生所管課は、予防接種施策の推進にあたり、医療関係者及び保健衛生所管課以外の分野（労働、介護保険、障害福祉所管課等）との連携及び協力が重要であり、その強化に努める。  
(保健センター)
- ・児童生徒に対する予防接種施策の推進にあたっては、教育委員会との連携が不可欠であり、町の保健衛生所管課は、必要に応じて学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条に規定する就学時の健康診断及び同法第 13 条第 1 項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める。  
(保健センター、学校教育課)

## 1-5 DX の推進

- ・町は、町が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。  
(総務課、保健センター)
- ・町は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する。  
(総務課、保健センター)

- ・町は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を住民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。(総務課、保健センター)

## (2) 初動期

### [方向性]

国からワクチンの供給量や接種の実施方法、必要な予防措置等の情報を早期に収集するとともに、準備期の計画に基づき、県、医療機関、関係団体、専門家等と連携し、円滑な接種体制の構築に向け、必要な準備を進める。具体的には、接種に要する人員、会場、資機材等を確保するとともに、医師や看護師、薬剤師等の医療従事者に対し、必要な協力の要請を検討する。

### 2-1 国及び県からの情報収集

- ・町は、国及び県からのワクチンの供給量、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報を早期に収集し、関係団体等と共有する。(保健センター)

### 2-2 接種に携わる医療従事者の確保

- ・町は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、県に対し、医師会、看護協会、薬剤師会等と連携し、医療関係者に対して接種に携わる医療従事者の確保のため、必要な協力の要請を行う。(特措法第31条第6項)(保健センター)

### 2-3 ワクチンの接種に必要な資材

- ・町は、準備期(1-1)において、ワクチン接種に必要と判断し準備した資材について、適切に保管する。(保健センター)

### 2-4 接種体制の構築

- ・町は、特定接種又は住民接種の実施を見据え、準備期の計画に基づき、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、次の①から⑩までのとおり接種体制の構築を進める。(保健センター)

- ① 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討する。(保健センター)
- ② 町は、接種に係る業務量が、予防接種業務所管課の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回ることが見込まれるため、組織・人事管理を担う所管課等も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。(全庁)
- ③ 町は、予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内

容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。また、予防接種の円滑な推進を図るためにも、県の保護施設担当部局及び福祉事務所、町の介護保険・障害福祉・保健衛生担当所管が連携し行う。なお、接種会場のスタッフ、相談窓口、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

(総務課、健康福祉課・保健センター)

- ④ 町は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、地域医師会、近隣市町、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において集団接種を行うことについても協議を行う。  
(保健センター、関係課)
- ⑤ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県及び町の介護保険所管課等や地域医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。  
(健康福祉課・保健センター、関係課)
- ⑥ 町は、医療機関等以外の臨時的集団接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時的集団接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。  
(総務課、保健センター)
- ⑦ 町は、医療機関等以外の臨時的接種会場を設ける場合は、医療法(昭和23年法律第205号)に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おく(接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい)、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当する。  
(保健センター)
- ⑧ 町は、接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ地域医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者につ

いて役割を確認するとともに、県、地域医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と情報を共有することにより、適切な連携体制を確保する。（保健センター）

- ⑨ 町が、原則準備するものとして、消毒用アルコール綿、医療廃棄物容器等があるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることも想定されることから、地域医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議・検討を行う。また、町が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、準備期の表1に示す物品が想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。（保健センター）
- ⑩ 町は、感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について相談する。（保健センター）
- ⑪ 町は、感染予防の観点から、接種経路の設定にあたっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能となるよう準備を行う。（保健センター）

### (3) 対応期

#### [方向性]

町は、県、関係団体、専門家等と協議のうえ、ワクチン接種方針を決定し、この方針の下、初動期に確保した接種体制により、ワクチンの接種を実施する。この際、実際の供給量や医療従事者等の確保状況等を踏まえ、随時、接種方針の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。また、ワクチンの有効性や安全性に加え、副反応や健康被害等の情報を住民に分かりやすく伝えるとともに、副反応等への相談・診療体制の確保、健康被害に対する速やかな救済に向けた支援を行う。

#### 3-1 ワクチンや必要な資材の調整等

- ・町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。（保健センター）
- ・町は、町に割り当てられたワクチン量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じた割り当てを行う。（保健センター）
- ・町は、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把

握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って指定することが原因であることも考えられるため、他の製品を活用すること等も含めた地域間の融通等もあわせて行う。(保健センター)

### 3-2 接種体制

・町は、初動期の接種体制に基づき接種を行う。(保健センター)

#### 1) 特定接種

(地方公務員に対する特定接種の実施)

・町は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、国が、医療の提供並びに住民生活及び住民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合は、国及び県と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(保健センター)

#### 2) 住民接種

(予防接種体制の構築)

- ・町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。(保健センター)
- ・町は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。(保健センター)
- ・町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材(副反応の発注に対応するためのものも含む)等を確保する。(保健センター)
- ・発熱等の症状を呈している等、予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等による注意喚起等により、町は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。(保健センター)
- ・医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も検討する。(保健センター)
- ・町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険所管課、地域医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。(健康福祉課・保健センター)

### 3) 接種に関する情報提供・共有

- ・町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。(保健センター)
- ・町が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。(総務課、保健センター)
- ・接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、広報紙への掲載等、紙での周知を実施する。(総務課、保健センター)

### 4) 接種体制の拡充

- ・町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて学校等、医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険所管課等や地域医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。(健康福祉課・保健センター、学校教育課)

### 5) 接種記録の管理

- ・町は、市町村間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。(保健センター)

## 3-3 健康被害救済

- ・町は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、国の審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付する。(保健センター)
- ・住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村とする。(保健センター)
- ・町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。(保健センター)

## 3-4 情報提供・共有

- ・町は、自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応の疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。(保健センター)
- ・町は、パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生

じないようにする必要があることから、引き続き、定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。  
(保健センター)

### 3-5 接種に係る対応

- ・町は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。(保健センター)
- ・特措法第 27 条の 2 第 1 項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想されるため、町は、関係機関等と連携し接種を行う。
  - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
  - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
  - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
  - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ・上記の状況を踏まえ、広報にあたっては、町は、次のような点に留意する。
  - a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
  - b ワクチンの有効性・安全性についての情報を可能な限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
  - c 接種の時期、方法など、住民一人ひとりがどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。

(保健センター)

## 5 保健

### (1) 対応期

[方向性]

新型インフルエンザ感染症等の発生時には、県の予防計画及び健康危機対処計画並びに行政、医療機関、関係団体等との役割分担・連携体制に基づき、業務に必要な体制を確保し、地域において保健所が中心となり感染症対応業務を着実に遂行することとなっていることから、町は県の要請に従い必要な業務に協力する。

### 1-1 有事体制への移行

- ・町は、新型インフルエンザ等の流行期において、感染症有事体制確立のため、業務遂行に必要な人員確保のため、必要に応じて、県からの応援派遣要請に協力する。

(保健センター)

## 1-2 健康観察及び生活支援

- ・町は県が実施する健康観察に協力するとともに、必要に応じて、県及び保健所設置市と協力して当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を共有し、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。 (保健センター、関係課)

## 6 物資

### (1) 準備期・初動期

[方向性]

感染症対策物資等は、有事の際、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、町は、必要な物資を計画的に備蓄するとともに、医療機関や福祉施設等に必要な物資の備蓄の推進について呼びかけを行うなど、有事に必要な感染症対策物資等の確保に努める。

### 1-1 町における物資等の備蓄

- ・町は、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する(特措法第10条)。なお、備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。 (保健センター)
- ・町は、備蓄した物資が枯渇することも想定されることから、個人防護具を始めとする感染症対策物資を生産又は販売する事業者との優先調達協定の締結について、準備・検討する。 (企画調整課)
- ・消防機関は国及び県からの要請を受けて、最初に感染症と接触する可能性のある救急隊員の搬送従事のための個人防護具の備蓄を進める。 (東消防署)

### 1-2 医療機関における物資等の備蓄

- ・町は、医療機関や福祉施設等における感染症対策物資等の備蓄に関して、その呼びかけを行うとともに、必要に応じて備蓄に対する支援を行う。 (保健センター、関係課)

## 7 住民生活及び地域経済の安定の確保

### (1) 準備期

#### [方向性]

新型インフルエンザ等の発生時には、まん延防止に関する措置により住民生活や社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。そのため、町は、自ら必要な準備を行いながら、住民や事業者等に対して、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を勧奨するとともに、住民生活や社会経済活動の安定確保・影響の最小化のために必要となる支援について、その手続きや仕組みを構築する。その際、感染症危機対応に備えた DX の推進、テレワークや時差出勤などの導入など、住民生活や社会経済活動の安定を目指します。

#### 1-1 情報共有体制の整備

- ・町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、関係機関等との連携や町の内部組織間の連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

(企画調整課、保健センター、その他全課)

#### 1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

- ・町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DX を推進し、適切な仕組みを速やかに整備する。その際、高齢者やデジタル機器に不慣れな人、外国人等も含め、支援対象に迅速かつ網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

(企画調整課、その他全課)

#### 1-3 事業継続計画の策定の勧奨及び支援

- ・町は、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の事業継続計画を策定することを勧奨するとともに、必要な支援を行う。

(産業課、関係課)

#### 1-4 物資及び資材の備蓄

- ・町は、町行動計画に基づき、備蓄する感染症対策物資等（6物資1-1）に加え、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ・町は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

(企画調整課、保健センター)

### 1-5 生活支援を要する者への支援等の準備

- ・町は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。（健康福祉課）

### 1-6 火葬体制の整備

- ・町は、県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。その際、戸籍事務所管課等は、関係機関との調整を図るものとする。（住民課）

## (2) 初動期

### [方向性]

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や住民等に対し、事業継続や感染対策等の準備等と呼びかける。発生時には、関係機関等と意見交換し、状況に応じた対策及び支援を行い、住民生活と社会経済活動の安定を図る。

### 2-1 生活関連物資等の安定供給

- ・町は、住民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の住民生活との関連性が高い物資又は社会経済上重要となる物資）の購入にあたり、消費者としての適切な行動を呼びかける。（企画調整課）

### 2-2 遺体の火葬・安置

- ・町は、国・県からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（住民課）

## (3) 対応期

### [方向性]

町は、準備期での対応を基に、住民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を実行に移す。また、新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により生じた影響を緩和し、住民生活及び社会経済活動の安定を確保するため、住民や事業者等に対し、必要な支援を行う。その際、関係機関等との意見交換を通じ、その現状やニーズを考慮した上で、対策の方向性や支援内容を検討する。

### 3-1 住民生活の安定の確保を対象とした対応

#### 1) 心身への影響に関する施策

- ・町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じる。

（健康福祉課・保健センター、子育て推進課）

#### 2) 生活支援を要する者への支援

- ・町は、高齢者、障がい者等の要配慮者等に対して、必要に応じ、生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

（健康福祉課）

#### 3) 教育及び学びの継続に関する支援

- ・町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の支援を行う。

（学校教育課・生涯学習課）

#### 4) 生活関連物資等の価格の安定等

- ・町は、住民生活及び社会経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係機関等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- （企画調整課、関係課）
- ・町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- （企画調整課、関係課）
- ・町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講じる。
- （企画調整課、関係課）
- ・町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じる（特措法第59条）。
- （企画調整課、関係課）

#### 5) 埋葬・火葬の特例等

- ・町は、国・県からの要請を受けて、必要に応じて、可能な限り火葬炉を稼働する。

（住民課）

### 3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

#### 1) 事業者に対する支援

- ・町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置による事業者の経営及び住民生活への影響を緩和し、住民生活及び住民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性に留意し、効果的に講じる（特措法第 63 条の 2 第 1 項）。なお、当該措置を講じる場合においては、不正防止の必要性に留意しながらも、DX の活用による添付書類の削減等、事業者の利便性の向上及び迅速な対応に努める。（産業課、関係課）

#### 2) 住民生活及び地域経済の安定に関する措置

- ・水道用水供給事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画、業務計画に基づき、安定的かつ適切に供給するための必要な措置を講じる（特措法第 52 条）。（上下水道課）
- ・新型インフルエンザ等の感染症まん延時も一般廃棄物の収集・運搬・処理が適正にできるための措置を講じる。（住民課）

## 用語集

### あ行

---

#### 医療措置協定

感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定

### か行

---

#### 患者

新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者

#### 感染症危機

国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態

#### 感染症指定医療機関

町行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。

#### 感染症対策物資等

感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等に曝露（ばくろ）することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材

#### 季節性インフルエンザ

インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起こらない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症

#### 基本的対処方針

特措法第 18 条の規定に基づき、国が新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。

#### 業務継続計画

不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。

## 緊急事態宣言

特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。

## 緊急事態措置

特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定（地方）公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

## 健康観察

感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。

## 検査等措置協定

感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講じるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定

## 個人防護具

マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具

## さ行

### 自宅療養者等

自宅、宿泊施設、福祉施設等における療養者

### 指定（地方）公共機関

特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

### 住民接種

特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。

## 新型インフルエンザ等

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び同条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。政府行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。

## 新型インフルエンザ等緊急事態

特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態

## 新興感染症

かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症

## 相談センター

新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口

## 双方向のコミュニケーション

地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、一方の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション

## た行

---

### 登録事業者

特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

### 特定新型インフルエンザ等対策

特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。

### 特定接種

特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

## な行

---

### 濃厚接触者

感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者

## は行

---

### パルスオキシメーター

皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器

### パンデミック

感染症が国境を越えて世界規模で大流行し、多くの人々に影響を与える状態をいう。

### フレイル

身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

### 保健医療計画

医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画

## ま行

---

### まん延防止等重点措置

特措法第 2 条第 3 号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第 31 条の 8 第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講じる措置。例えば、措置を講じる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

## や行

---

### 有事

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。

### 予防計画

感染症法第 10 条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画

## ら行

---

### リスクコミュニケーション

個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念をいう。

### 連携協議会

感染症法第 10 条の 2 に規定する主に都道府県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都道府県が設置する組織

## A-Z

---

### EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）

エビデンスに基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making の略）。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組

### PDCA

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。